



	区分	基本税率	実効税率
外国法人	課税所得 1,000 万ルピー以下	40%	41.6%
	課税所得 1,000 万ルピー超～1 億ルピー以下		42.3%
	課税所得 1 億ルピー超		43.68%

(出所) 各種報道を参考に作成

上記に加え、内国法人については 2019 年以降より新たな法人税制度が整理されている。新制度では内国法人は 22%の税率を選択することができる。当該スキームは内国法人のみ選択できるものであり、また、当該制度を選択した場合には所定の税額控除などは利用できなくなる。さらに、総所得額に関わらず一律で納税額に対して目的税 4%と追加税 10%が適用される。

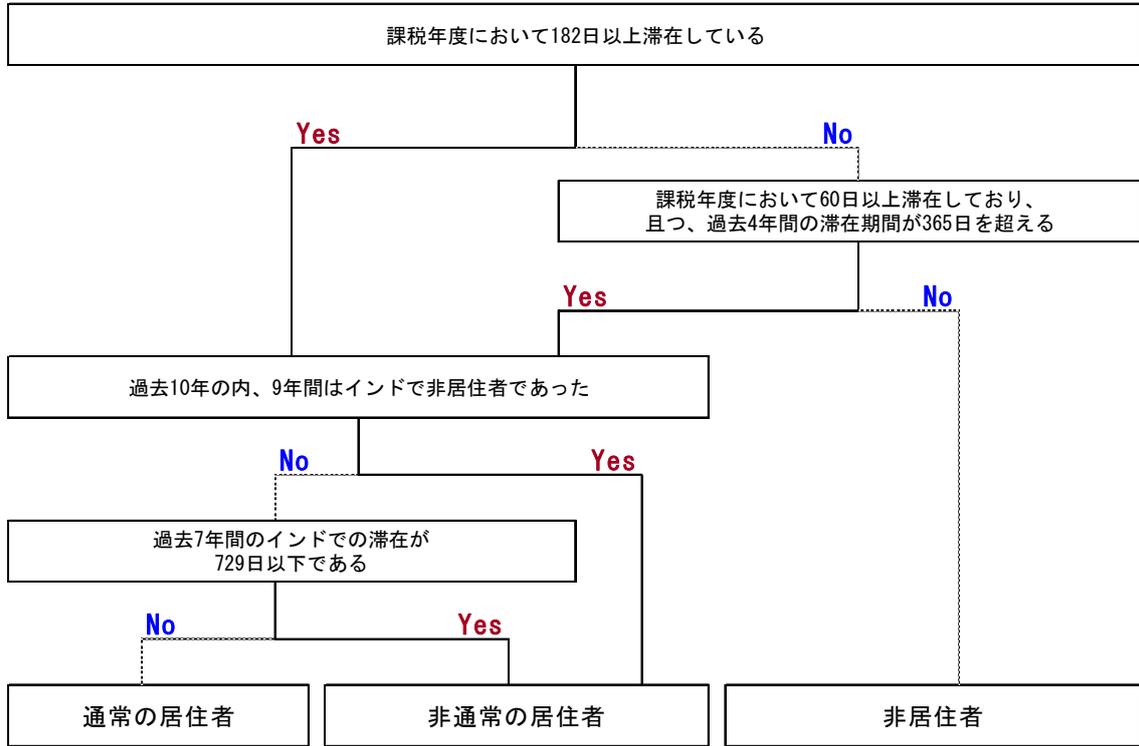
なお、税務の課税年度は所得税法上 3 月末と定められており、企業は法人税申告書を 9 月末までに提出しなければならない。ただし、関連者取引のある企業については、期限が 11 月末までと 2 ヶ月延長されている。また、インドでは、法人税は期中に年間見積額の間納付（前納）を行わなければならない。納付期限は 6 月、9 月、12 月、3 月のそれぞれ 15 日で、納付税額は年間見積税額の 15%、45%、75%、100%となっている。

税務上の欠損金は最大 8 年間の繰り越しが可能で、将来の事業所得と相殺することができる。ただし、損失が発生した年度に申告書を期限内に提出できない場合は繰り越しできず、また非上場会社の場合は株主構成が 49%を超えて変動した場合、繰越金は失効する。

### 3. 個人所得税

個人所得税は個人所得に課される税金である。居住者の区分（通常の居住者、非通常の居住者、非居住者）に応じて課税範囲が異なり、通常の居住者であれば課税年度におけるインド国内を含む全世界の所得が、非通常の居住者はインドにて受領した所得、インドで発生した所得、インドからコントロールされているビジネスでインド国外で発生・受領した所得、非居住者の場合はインドにて受領した所得またはインドで発生した所得が、それぞれ課税範囲となる。

図表 12-2 納税者の居住区分



(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

インド政府は2020年度より新個人所得税制度を導入しており、個人は旧制度もしくは新制度のどちらか一方を選択することが可能となっている。また、事業所得がない場合は、申告書を作成する際にどちらか一方を選択することが毎年可能となる。

ただし、事業所得がある場合は、新個人所得税制度を選択した後は毎年の選択が不可能となり、1回のみ旧個人所得税制度への切替えが可能となる。旧個人所得税制度を選択した場合、新個人所得税制度への切替えは事業所得がある限り不可能とされている。旧個人所得税制度及び新個人所得税制度の税率は以下の通りである。

図表 12-3 個人所得税の税率

所得金額の範囲	旧個人所得税制度の税率	新個人所得税制度の税率
25 万円以下	免税	免税
25 万円超～50 万円以下	5%	5%
50 万円超～75 万円以下	20%	10%
75 万円超～100 万円以下	20%	15%
100 万円超～125 万円以下	30%	20%
125 万円超～150 万円以下	30%	25%
150 万円超	30%	30%

(注) 総所得が 500 万円を超える場合は追加税及び目的税が課される。

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

#### 4. 最低代替税

最低代替税 (Minimum Alternative Tax : MAT) は、会計上の利益の 15% が法人税額を上回る場合に、法人税に代えて、MAT を納付するものである。納付された最低代替税は、所得税法の規定に基づき、15 年間繰り越して、将来の法人税から控除することができる。

MAT に関しては、基本税率の他、目的税及び追加税が課され、以下のような実効税率となる。

図表 12-4 最低代替税 (MAT) の税率

課税所得の範囲	内国法人	外国法人
1,000 万円以下	15.60%	15.60%
1,000 万円超～1 億円以下	16.69%	15.91%
1 億円超	17.74%	16.38%

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

#### 5. 配当に対する源泉徴収税

以前は、配当支払税 (Dividend Distribution Tax : DDT) があり、内国法人から受け取る配当金は非課税所得となっていた一方で、配当支払法人においては、支払配当金に対して 15% の税率 (目的税や追加税も考慮すると実効税率は 20% 超) が課されていた。しかしながら、2020 年に配当税は廃止され、株主へ配当所得に対し課税されることが可決され、配当の支払企業は配当に対する源泉徴収をする必要が出てきた。配当所得に対して適用される税率は、インド居住者に対する配当の場合 10%、非居住者に対する配当の場合 20%、もしくは租税条約上の軽減税率となる。

## 6. モノ・サービスの流れと間接税

2017年7月1日に物品・サービス税（Goods and Services Tax、GST）が導入された。GSTは、それまでの多岐にわたる間接税を統合したもので、2階建ての構造となっている。

GSTの税率は、5%、12%、18%、28%の4種類となっているが、生活必需品は0%である。このほか、特定の物品・サービスに対しては、州の税収を補償する目的で、GST補償税（GST Compensation Cess）が追加で課税される。GSTは物品・サービスの提供者が納付する義務を有し、事業者は物品・サービスを提供する全ての州でそれぞれGSTの拠点登録を行わなければならない。この拠点は、1事業者につき、各州で最大1拠点である。ただし、特定の物品（原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールなど）はGSTの対象外となることから、旧来の物品税、付加価値税が課税される。

図表 12-5 GSTの分類

区分	課税されるGST
州内での物品・サービスの販売・提供	SGST+CGST
州をまたぐ取引	IGST
国外からの調達	IGST

(注) SGST：州物品・サービス税（State Goods and Services Tax）  
 CGST：中央物品・サービス税（Central Goods and Services Tax）  
 IGST：統合物品・サービス税（Integrated Goods and Services Tax）

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

## 7. 関税

関税は輸入品または輸出品に対して、中央政府により課税される。税額の計算にあたっては、輸入品または輸出品の取引価格が基となる。基本的には取引価格の評価方法はWTOの評価方法と一致しているが、中央政府は独自の評価方法を公表している。なお、関連者からの輸入については、特別評価局（Special Valuation Branch）によって輸入額の査定が行われる。

GSTの導入により、インドの関税は、基本関税、IGST、社会福祉課徴金、GST補償税で構成されることとなった。なお、原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールは特定物品に指定されており、GSTの対象に含まれない。そのため、旧法の付加価値税、中央販売税、相殺関税、追加関税、特別追加関税が課税される。

図表 12-6 関税の構成要素

種別	税率
基本関税	原則 0%~10%
IGST	0~28%
社会福祉課徴金	基本関税に対し10%
GST補償税	物品ごとの規定の税率

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

#### ひとくちメモ 5: 日系企業の税務に関する悩みはやや改善

進出日本企業には、関税や移転価格税制など、税務問題への対応に悩みを抱えている企業も多い。税務監査は、対応を誤ると事後的に多額のペナルティが発生する懸念もあり、インドの日系企業の事業活動の経営課題の一つと言えるだろう。以下は、インドの税務問題の事例である。

- 広告宣伝費の経費算入。例えば、TV をインドで販売しようとする日本企業のインド子会社が、インドで広告宣伝活動を行ったとする。この場合、広告宣伝費は経費算入できるはずであるが、インドの税務当局は、「この広告宣伝活動は全世界に向けて行っているものであるから、経費算入はインドに係るものしか認めない」と主張する。
- 駐在員の給与支払いに関し、これがサービスの輸入として見なされ、企業がサービス税を支払わなければならないとの判断がなされた。(2022年5月の最高裁判例)
- 2020年、FTAで特惠税率を適用する際の必要文書などを定めた新ルールとして CAROTAR2020 が施行された。実際には、手続が難航し、関税の還付を中々受けられないケースも多い。

税務に関しては様々な制度上の課題はあるものの、近年は若干の改善の動きも認められるようである。モディ政権は、税務訴訟の早期解決を政府の1つの目標としており、現地日系企業からのコメントによると、CITA (Commissioner of Income Tax Appeals) など、税務裁判所が機能することで、長期にわたる係争も以前よりは少なくなっているようである。移転価格税制については、2012年に事前確認制度 (Advance Pricing Agreement: APA) が導入されており、2022年現在、日系企業の中にも既に活用している企業や申請準備中の企業も多い。APAについては、申請手続がかなり大変な様子だが、それでも事後的な訴訟リスクを考えると、申請のメリットは大きいとのこと。実務面では、税務については日本人ではなく、経験豊富な現地ローカル人材に一任している企業が多く、また、各種の申請などの専門的知識が必要な業務については、専門の税理士やコンサルタントに外部委託している企業が多かった。

今後も税務問題への取組みが日系企業にとっての重要課題である点に変わりはないものの、APAなどの制度活用や柔軟な人材活用により、税務リスクを管理し、課題を克服していくことが日系企業には求められている。